

日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた卒業生のみなさまへ

日本学生支援機構から奨学金を利用された卒業生の皆様へのお知らせです。

本学での学業を終えられ、今はお元気でご活躍のことと存じます。

在学中に日本学生支援機構奨学金の貸与を受けていた皆様は、貸与終了後6ヶ月経過後（3月卒業の場合は卒業した年の10月から）奨学金の返還が開始されます。

奨学金は口座振替により返還することとなっていますが、例年、口座から引き落としが出来ず延滞となり、その状態から抜け出せなくなる方がおります。そのようなことがないように、在学中から種々な機会にご説明し、資料をお配りしてきました。

改めて《注意喚起》させていただきます。

①返還は、登録したリレー口座から、口座振替により行われますので、引き落としが開始されているかどうか、確認してください。

②口座振替の手続きが未完了の場合、日本学生支援機構から振込依頼書が送付されます。その場合は、振込依頼書記載の方法に従って支払い手続きを行ってください。

万一、返還が困難な場合は、今すぐ《日本学生支援機構の相談窓口》に電話してください。ご相談の際は、奨学生番号を準備してください。

※第一種奨学金の返還方式で所得連動返還方式を選択している場合、減額返還制度は利用できません。

もし、このお知らせを確認した時点で、すでに返還していたり、在学届の提出や返還期限猶予などの手続きを済まされている方は、特に手続等は必要ありません。

また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

平成29年度から各学校の貸与及び返還に関する情報が、日本学生支援機構のホームページ上で公開されています。また、奨学生であった皆様の奨学金の返還金は、次の奨学金の原資となります。本学としても、後輩学生のため、皆様に格別の留意をお願いする次第です。

《日本学生支援機構の相談窓口》

電話0570-666-301又は03-6743-6100)

詳しいことを知りたいときは、こちらへ。

<https://www.jasso.go.jp/shogakukin/henkan/>